

第74回国民体育大会（第75回冬季大会）中国ブロック大会 競 技 運 営 費 交 付 要 綱

第1条 目 的

この要綱は、第74回国民体育大会（第75回冬季大会）中国ブロック大会（以下「大会」という。）島根県実行委員会が、この大会を開催し主管する競技団体に対し、その競技運営費を交付する手続き等について必要な事項を定める。

第2条 交付対象団体

以下の競技を開催する公益財団法人島根県体育協会加盟競技団体とする。

- 本大会 水泳（水球、アーティスティックスイミング）・サッカー・テニス・ボート・
ホッケー・ボクシング・バレーボール・体操・バスケットボール
ウエイトリフティング・ハンドボール・ソフトテニス・卓球
軟式野球・馬術・フェンシング・柔道・ソフトボール
バドミントン・弓道・ライフル射撃・剣道・ラグビーフットボール
スポーツクライミング・カヌー（スラローム・ワイルドウォーター、スプリント）・ア
ーチェリー・空手道・クレール射撃・なぎなた・ボウリング・ゴルフ
- 冬季大会 アイスホッケー

第3条 交付対象経費

大会運営に直接必要な経費とする。

第4条 交付額

交付額は、予算の範囲内において交付対象団体に対し別途明示する。

第5条 交付申請

交付対象団体が交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに次に掲げる書類を島根県実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出すること。

交付申請書 （様式1）

収支予算書 （様式2）

第6条 交付決定

会長は、交付申請があったときは内容を審査し、その交付の決定を交付対象団体に通知するものとする。

第7条 請求手続き

競技運営費を請求するときは、交付決定後「交付請求書（様式3）」を会長に提出すること。

第8条 実績報告

交付対象団体は、事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内に次に掲げる書類を会長に提出すること。

実施報告書（様式4）

収支決算書（様式5）

領収書（本書）

競技記録

写真（競技会の様子）

第9条 交付額の確定

会長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、交付額の確定を行うものとする。